

古河市耐震改修促進計画の
計画期間の延長及び
施策の追加について

令和8年3月



古河市

1 古河市耐震改修促進計画の延長について

(1) 耐震改修促進計画策定目的及び背景について

古河市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号 最終改正：平成30年6月27日法律第67号）」（以下、「促進法」という。）第6条第1項に基づき、古河市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、今後予想される地震災害に対して、市民の生命、財産を守ることを目的として策定するものです。

平成7年に発生した阪神淡路大震災では、地震により多数の人命が奪われ、その主たる原因は住宅・建築物の倒壊等によるものでした。その後も全国各地において大地震が頻発しており、大地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況となっています。

(2) 古河市耐震改修促進計画について

平成18年1月の促進法の改正により茨城県が平成19年3月に「茨城県耐震改修促進計画」を策定したのを受け、古河市においても、平成20年3月に「古河市耐震改修促進計画」を策定しました。その後、市の計画は変更や改定を経て、現行の計画では令和7年度を計画期間の最終年度としています。

(3) 古河市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

市町村における耐震改修促進計画は、都道府県耐震改修促進計画に基づき定めることになっていますが、現在、「茨城県耐震改修促進計画（令和4年3月策定）」は、国から示された「基本方針」を踏まえた見直しを行うため、令和7年度までとしている計画期間を1年延長し、令和8年度までとなりました。そこで、「古河市耐震改修促進計画」も令和7年度を最終年度としている計画期間を1年延長し、令和8年度までとします。

次期「古河市耐震改修促進計画」の策定については、国や県の見直し予定の内容を踏まえ、令和8年度以降に改定予定です。

2 古河市耐震改修促進計画の施策の追加について

(1) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策

建築物の耐震化は、地震時における人的被害及び経済被害を軽減する上で有効です。その中でも、市内建築物の多くの割合を占める木造住宅の耐震化を進めることで、安全安心なまちづくりを推進していきます。

木造住宅の耐震改修に必要な補強設計費及び耐震改修費の一部補助だけでなく、建替設計費及び耐震建替工事費の一部補助も行うことにより、木造住宅の耐震改修の促進を図ります。